

消防予第 108 号
令和 6 年 3 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

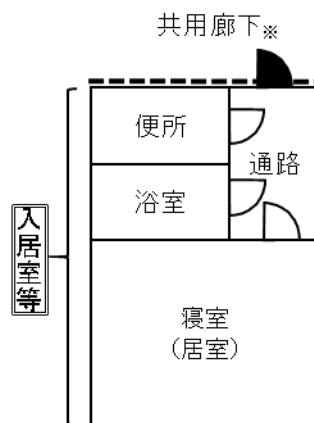
(用語の定義)

- 「法」・・・・・・・・・・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 「令」・・・・・・・・・・ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- 「規則」・・・・・・・・・・ 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- 「22 号省令」・・・・・・・・ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 22 号）
- 「23 号省令」・・・・・・・・ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号）
- 「24 号省令」・・・・・・・・ 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 24 号）
- 「192 号通知」・・・・・・・・ 消防用設備等に係る届出等に関する運用について（平成 9 年 12 月 5 日付け消防予第 192 号）
- 「8 号通知」・・・・・・・・ 消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和 43 年 1 月 6 日付け消防予第 8 号）
- 「121 号通知」・・・・・・・・ 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（平成 25 年 3 月 27 日付け消防予第 121 号）
- 「建基法」・・・・・・・・・・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 「特定防火設備」・・・・・・ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備

問1 規則第12条の2第1項第1号及び第2号、第13条第1項第1号及び第1号の2、第28条の2第1項第4号及び第4号の2並びに同条第2項第3号及び第3号の2（以下「規則第12条の2等」という。）に規定する居室とは建基法第2条第4号に規定する居室をいうが、下図の入居室等の例について、規則第12条の2等の規定を適用する際、入居室等の内部の居室と便所等の居室以外の部分との区画は必要がないものとして取り扱ってよいか。

また、下図の入居室等の例について、入居室等と共用廊下との区画は必要と解してよいか。

<入居室等の例>



----- : 入居室等と共用廊下との区画



: 特定防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖機能付きのもの

※ 規則第28条の2第1項第4号及び第4号の2並びに同条第2項第3号及び第3号の2の場合、共用廊下は外気開放

(答)

前段、後段ともにお見込みのとおり。

問2 消防用設備等の軽微な工事の取扱いについては、192号通知により示しているが、192号通知別紙2に規定する軽微な工事について、異なる工事区分の軽微な工事を同時に行う場合、軽微な工事に該当すると解してよいか。

例：自動火災報知設備について、軽微な工事に該当する感知器6個の増設工事と軽微な工事に該当する感知器5個の移設工事を同時に行う場合

(答)

お見込みのとおり。

問3 規則第26条第5項第2号ロに規定する避難のための器具とは、8号通知2(11)において、「各階のバルコニー等に設けたタラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等がこれに該当するものであること。」との記載があるが、次に記載する機器も当該器具に該当するものとして取り扱ってよいか。

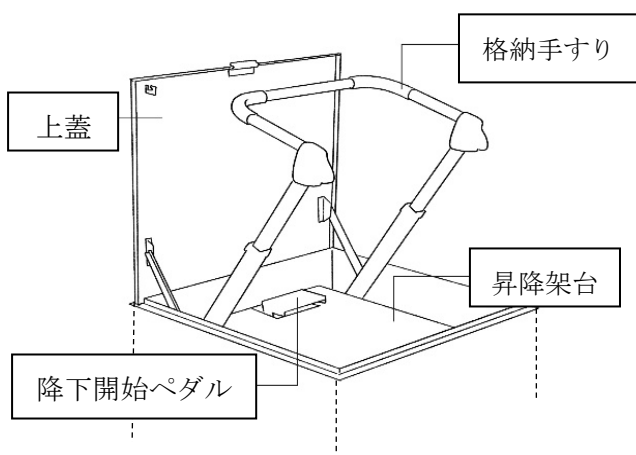
機器の概要は次のとおり。

- (1) 搭乗した昇降架台が、緩降装置により減速し、降下することにより避難できる(図1:平均降下速度30cm/s~50cm/s、図2:平均降下速度10cm/s~30cm/s)。また、降下時に揺れ及び衝撃が少ない。
- (2) 最大使用荷重は、図1:1000N、図2:車椅子搭乗部1200N及び介助者搭乗部1000Nである。
- (3) 電力や動力を使用せず、昇降架台が原点復帰(昇降架台上昇時間は60秒以下)することにより、自動的に連続した降下避難が可能。
- (4) 材質は、避難器具の規定の例により、ステンレス鋼が用いられている。
- (5) 使用方法、最大使用荷重、警告等に関する表示が機器本体及びその近傍になされている。

<1人が立位により搭乗する場合の機器>

[操作手順]

1. 上蓋を開放し、格納手すりを展開する。
2. 昇降架台に搭乗し、ペダルを踏む。
3. 下階へ降下後、使用者が昇降架台から降りると、昇降架台が上昇し、原点復帰する。

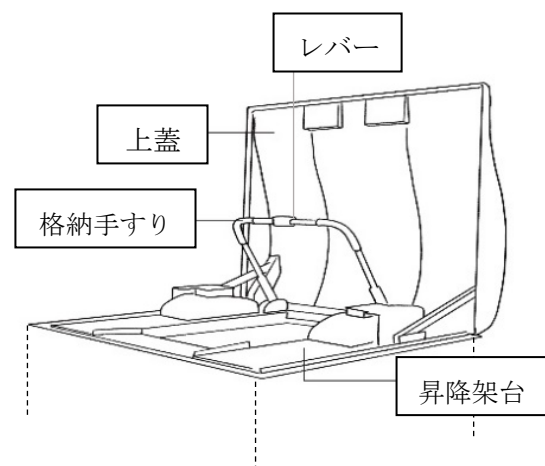


【図1】(下降前)

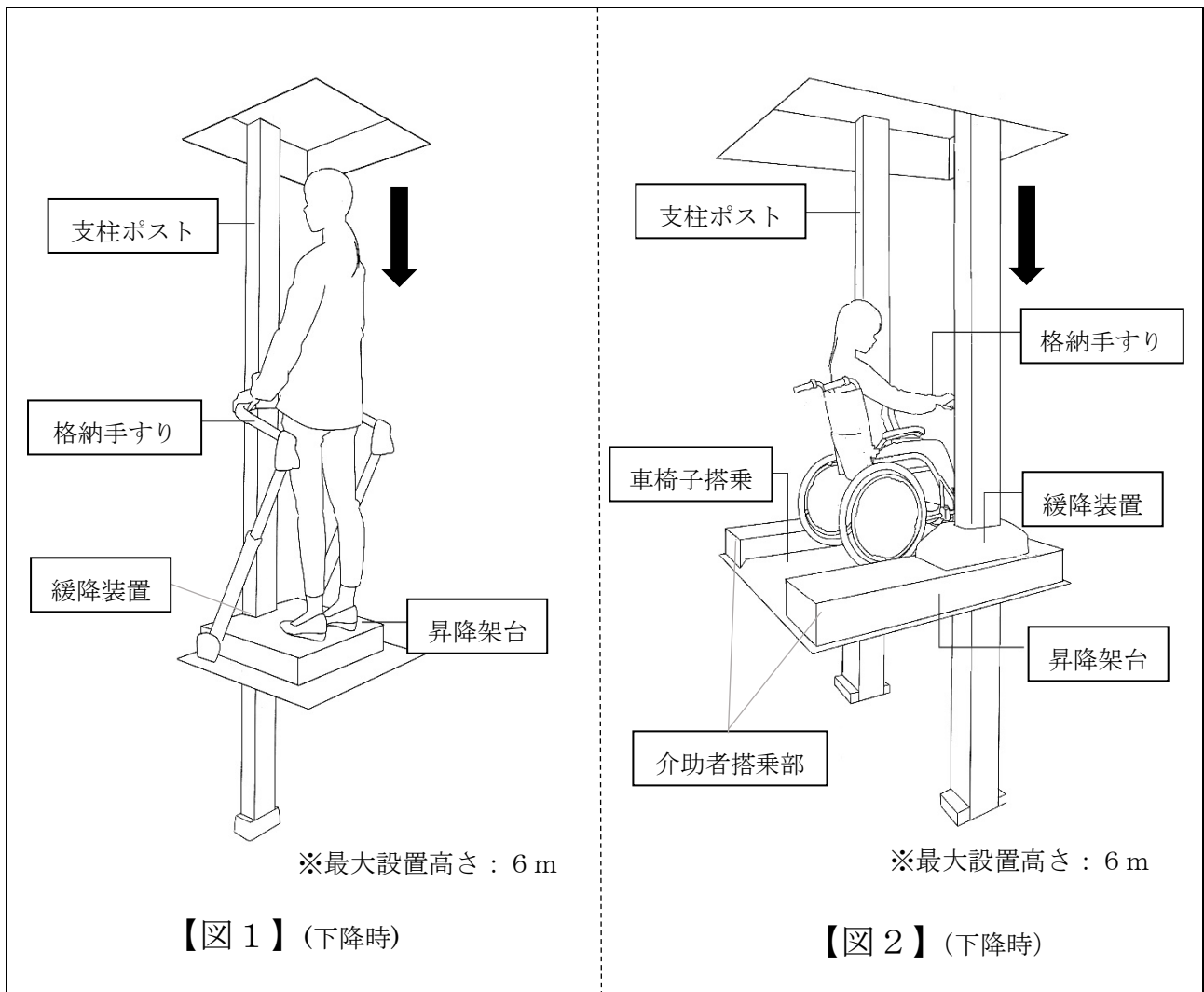
<1人が車椅子により搭乗又は介助者が同伴で搭乗する場合の機器>

[操作手順]

1. 上蓋を開放する。
2. 昇降架台に搭乗し、レバーを操作する。
3. 下階へ降下後、使用者が昇降架台から降りると、架台が上昇し、原点復帰する。



【図2】(下降前)



(答)

差し支えない。

なお、火災時に安全に避難することを支援する性能を有するものであることについて、第三者機関による認証を受けたものであることが望ましい。

問4 平成26年4月1日前の技術上の規格に係る型式承認を受けている消防用ホース、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具（以下「結合金具」という。）並びに漏電火災警報器（以下「旧規格機械器具等」という。）のうち、22号省令に適合していない消防用ホース、23号省令に適合していない結合金具及び24号省令に適合していない漏電火災警報器については、121号通知4(5)後段において、「平成39年4月1日までは、消防用設備等に用いられているすべての消防用ホース等は、改正後の規格省令に適合しているもの（自主表示の印が付されているもの）に改修等することが必要であること。」と示されているところである。

旧規格機械器具等のうち、麻糸で織られた消防用ホース以外の消防用ホースは22号省令に、全ての結合金具は23号省令に、昭和51年6月7日以後技術上の規格に係る型式承認を受けている漏電火災警報器は24号省令に適合しているものとして取り扱ってよいか。

(答)

差し支えない。

なお、麻糸で織られた消防用ホースは、昭和50年4月1日以後製造されておらず、昭和51年6月7日前の技術上の規格に係る型式承認を受けている漏電火災警報器は、平成2年2月28日までに当該型式承認が失効していることを申し添える。

問5 121号通知4(5)後段については、法第17条の2の5第1項の規定の適用を受けている消防用設備等に用いられている消防用ホース又は任意で設置している消防用設備等に用いられている消防用ホースを対象とするものではなく、これらの消防用ホースは、22号省令に適合していないものであっても、令和9年4月1日以後引き続き使用することができるかと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。